

改正案	現行
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第十二条第一項第八号</p> <p>五・六（略）</p> <p>（計算書類等の組合員等への提供）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十九条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することに）により、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録さ</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第十二条第一項第十号</p> <p>五・六（略）</p> <p>（計算書類等の組合員等への提供）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十九条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することに）により、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録さ</p>

れ、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6 (略)

7 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(会計監査人の責任を追及する訴えの提起の請求方法)

第三十三条 (略)

(会計監査人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第三十四条 法第五条の九第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及び

れ、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6 (略)

(新設)

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第三十三条 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第三十四条 法第五条の九第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 会計監査人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

<p>その理由</p> <p>三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、会計監査人の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</p> <p>(清算をする信用協同組合等の監査報告)</p> <p>第七十六条 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 清算をする信用協同組合等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算をする信用協同組合等の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 二六 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p>	<p>三 会計監査人に責任又は義務があると判断した場合において、会計監査人の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</p> <p>(清算をする信用協同組合等の監査報告)</p> <p>第七十六条 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 清算をする信用協同組合等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算をする信用協同組合等の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 二六 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事</p>
---	--